⑺　国立療養所宮古南静園庶務課
〒906―0003 宮古島市平良字島尻888　電話0980―72―5321
⑻　九州厚生局総務課
〒812―0011 福岡市博多区博多駅前３―２―８　住友生命博多ビル４階　電話092―707―1115
⑼　福岡労働局総務部総務課
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―11―１　福岡合同庁舎新館５階　電話092―411―4747
⑽　佐賀労働局総務部総務課
〒840―0801 佐賀市駅前中央３―３―20　佐賀第２合同庁舎４階　電話0952―32―7155
⑾　長崎労働局総務部総務課
〒850―0033 長崎市万才町７―１　ＴＢＭ長崎ビル３階　電話095―801―0020
⑿　熊本労働局総務部総務課
〒860―8514 熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎Ａ棟９階　電話096―211―1701
⒀　大分労働局総務部総務課
〒870―0037 大分市東春日町17―20　大分第２ソフィアプラザビル３階　電話097―536―3211
⒁　宮崎労働局総務部総務課
〒880―0805 宮崎市橘通東３―１―22　宮崎合同庁舎５階　電話0985―38―8820
⒂　鹿児島労働局総務部総務課
〒892―8535 鹿児島市山下町13―21　鹿児島合同庁舎２階　電話099―223―8275
⒃　沖縄労働局総務部総務課
〒900―0006 那覇市おもろまち２―１―１　那覇第２地方合同庁舎４階　電話098―868―4003

別記２　測量・建設コンサルタント等業務の付与数値

次の算式により算定した数値をもって付与数値とする。

①×３＋②＋③×５＋④

①　年間平均実績高
20億円以上　：30
10億円以上　20億円未満：25
５億円以上　10億円未満：20
１億円以上　５億円未満：15
１億円未満：10

②　自己資本額
自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除したものに100を乗じて得た数値に応じ、次の右の数値とする。
10以上　：30
５以上　10未満：20
５未満：10

③　技術力
技術力の数値は、業種区分ごとの有資格者の数をもって厚生労働省大臣官房会計課長が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。
110以上　：30
65以上　110未満：25
40以上　65未満：20
15以上　40未満：15
15未満：10

④　営業年数
35年以上　：30
25年以上　35年未満：25
15年以上　25年未満：20
５年以上　15年未満：15
５年未満：10

別記３　業種区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　業種区分　⑴数値：等級　⑵予定価格の範囲］

１　総合工事業者（建設業法別表の土木工事業又は建設工事業の許可を受けた者）
⑴　1,200以上　：A
1,000以上　1,200未満：B
800以上　1,000未満：C
800未満：D
⑵　Aは７億２千万円以上、Bは３億円以上７億２千万円未満、Cは６千万円以上３億円未満、Dは６千万円未満

２　専門工事業者（総合工事業者以外の者）
⑴　1,000以上　：A
800以上　1,000未満：B
700以上　800未満：C
700未満：D
⑵　Aは１億５千万円以上、Bは４千万円以上１億５千万円未満、Cは１千２百万円以上４千万円未満、Dは１千２百万円未満

３　測量・建設コンサルタント等業務
⑴　210以上　：A
140以上　210未満：B
140未満：C
⑵　Aは１千万円以上、Bは３百万円以上１千万円未満、Cは３百万円未満

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において経済産業省所管における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和２年11月16日

経済産業省大臣官房会計課長　佐々木啓介

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分
⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分のうち解体工事を除く28種類
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償コンサルタント業務

２　申請の時期
⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により令和２年12月１日から令和３年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/
測量・建設コンサルタント等業務
https://www.pqrc.mlit.go.jp
ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体に関する申請等）については、令和２年12月１日から令和３年１月31日までの間に持参又は郵送（当日消印有効で書留郵便とする）するものとする。
⑵　随時の申請時期は、令和３年２月１日以降とする。

３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　定期の申請にあっては、２⑴のアドレスにアクセスし、令和２年11月２日から令和２年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和２年11月２日から令和３年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
共同企業体に関する申請等及び随時の申請に必要な、当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。また、インターネットを使用して次のアドレス（経済産業省ホームページ）にアクセスし、申請書を出力することもできる。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/sanka_shikaku/c_R3.html
⑵　申請書の提出方法　定期の申請にあっては、２⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、添付書類として以下に掲げる①の二のトをシステムにより電子納税証明書を送信するか、次の送付先にＦＡＸにより送信する。
送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
【建設工事】
電話番号　052―307―5968
ＦＡＸ番号　052―307―5970
【測量・建設コンサルタント等業務】
電話番号　092―402―1958
ＦＡＸ番号　092―402―1968
共同企業体に関する申請等及び随時の申請については、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とする）により提出すること。
なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。
①　建設工事に係るもの
一　申請書